



2024年5月30日

各位

会社名 INCLUSIVE 株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤田 誠
(コード番号：7078 グロース市場)
問合せ先 管理本部長 正田 聡
(TEL 03-6427-2020)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月30日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年6月28日に開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、定款に定めることにより場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、株主の皆様がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」。)の開催が可能となりました。

当社といたしましては、予期しない感染症や自然災害を含む大規模災害の発生及び社会全体のデジタル化の進展等を念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款に第12条第2項を追加するものです。

- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にすることを目的として、所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月28日

定款変更の効力発生日 2024年6月28日

以上

(別紙)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(招集)</p> <p>第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(招集)</p> <p>第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。</p> <p><u>2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了時とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第 31 条～第 41 条 <条文省略></p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><u>(補欠監査役)</u></p> <p>第 31 条 <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第 29 条第 2 項の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 32 条～第 42 条 <現行どおり></p>